



発行 新潟県  
**第 52 号**  
 令和6年7月9日  
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 787 県税の納期限等の延長に係る期限指定1（税務課）
- 788 県税の納期限等の延長に係る期限指定2（税務課）
- 789 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 790 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 791 保安林の指定解除予定（治山課）
- 792 保安林の指定予定（治山課）
- 793 保安林の指定予定（治山課）
- 794 保安林の指定予定（治山課）
- 795 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 796 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 797 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 798 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 799 公共測量の実施通知（監理課）
- 800 公共測量の終了通知（監理課）
- 801 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 保安林指定予定通知のあて先人不明（治山課）
- 保安林指定予定通知のあて先人不明（治山課）

告 示

◎新潟県告示第787号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、令和6年1月新潟県告示第88号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するもの（法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税並びに産業廃棄物税に係るものに限る。）について、令和6年7月31日とする。

令和6年7月9日

新潟県知事 花 角 英 世

都道府県名	地域
富山県	全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

◎新潟県告示第788号

新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第9条第1項の規定により、令和6年1月新潟県告示第88号において別途告示で定めることとされている期日について、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものは、その期限が令和6年1月1日から令和6年9月1日までの

間に到来するもの（不動産取得税、自動車税の環境性能割及び種別割、釧区税、固定資産税並びに狩猟税並びに軽自動車税の環境性能割に係るものに限る。）について、令和6年9月2日とする。

令和6年7月9日

新潟県知事 花 角 英 世

地域

富山県、石川県

◎新潟県告示第789号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年7月9日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
喜多町診療所	長岡市喜多町1070-1	令和6年5月1日
小坂井歯科クリニック	長岡市豊田町11-40	令和6年5月1日
アイン薬局新潟蔵王店	長岡市寿2丁目5番14号	令和6年5月1日
永井歯科医院	上越市南本町2丁目6番34号	令和6年5月1日
コダマ調剤薬局	上越市子安新田29-3	令和6年5月1日
ハート調剤薬局高田駅前店	上越市仲町4丁目2-24	令和6年5月1日
アイン薬局三条大島店	三条市大島5126-1	令和6年5月1日
ハート調剤薬局柏崎店	柏崎市東本町1丁目1-23-1	令和6年5月1日
ハート調剤薬局西山店	柏崎市西山町礼拝字前田430番2	令和6年5月1日
アイン薬局柏崎駅前店	柏崎市駅前2丁目2番50号	令和6年5月1日
アイン薬局糸魚川南寺町店	糸魚川市南寺町2丁目10-29	令和6年5月1日

◎新潟県告示第790号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年7月9日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
喜多町診療所	長岡市喜多町1090番地1	令和6年4月30日

小坂井歯科クリニック	長岡市豊田町11番地40	令和6年4月30日
アイン薬局新潟蔵王店	長岡市寿2-5-14	令和6年4月30日
永井歯科医院	上越市南本町2丁目6番34号	令和6年4月30日
コダマ調剤薬局	上越市子安新田29-3	令和6年4月30日
ハート調剤薬局高田駅前店	上越市仲町4丁目2-24	令和6年4月30日
アイン薬局三条大島店	三条市大島5126-1	令和6年4月30日
アイン薬局柏崎駅前店	柏崎市駅前2丁目2番50号	令和6年4月30日
ハート調剤薬局柏崎店	柏崎市東本町1丁目1-23-1	令和6年4月30日
ハート調剤薬局西山店	柏崎市西山町礼拝字前田430番地2	令和6年4月30日
調剤薬局ツルハドラッグ村上緑町店	村上市緑町一丁目3番44号	令和6年5月16日
アイン薬局糸魚川南寺町店	糸魚川市南寺町2丁目10番29号	令和6年4月30日

#### ◎新潟県告示第791号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年7月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
新潟県柏崎市荒浜一丁目字粉糠浜2048の17・松波三丁目字粉糠浜2048の1・2048の22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
新潟県柏崎市荒浜一丁目字粉糠浜2048の17・松波三丁目字粉糠浜2048の1・2048の22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び柏崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### ◎新潟県告示第792号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年7月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県上越市名立区池田字袖山681、682、710、711、716から718まで、字木ノ根719、722、723、730、731、741、744、752（次の図に示す部分に限る。）、753
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**◎新潟県告示第793号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年7月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県東蒲原郡阿賀町七名字袖沢入乙354から乙358まで、乙360から乙375まで、乙366の乙、乙3131から乙3136まで、乙3132の乙、乙3136の子から乙3136の寅まで
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**◎新潟県告示第794号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年7月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 保安林予定森林の所在場所  
新潟県長岡市与板町与板字馬場丁甲134の7、字香積山甲498の1、甲498の2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び長岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第795号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営黒条地区区画整理・農業用排水施設整備(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和6年7月10日から令和6年8月7日まで
- 3 縦覧に供する場所  
長岡市農林水産部農林整備課
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第796号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年7月9日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 退任  
理事 長岡市寺泊木島203番地4 菅沼 敏則  
退任年月日 令和6年6月24日

◎新潟県告示第797号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理(経営体育成基盤整備「面的集積型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和6年7月10日から同年8月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月9日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	木島地区(全換地区)	換地計画書の写し	上越市役所及び妙高市役所

- 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第798号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年7月9日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
杉野沢	区画整理（農地環境整備）事業	妙高市	令和6年6月12日

◎新潟県告示第799号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月9日

新潟県知事 花角 英世

- 作業種類 公共測量 3級基準点測量  
4級基準点測量
- 作業期間 令和6年7月1日から令和7年2月21日まで
- 作業地域 新潟県燕市渡部地区

◎新潟県告示第800号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月9日

新潟県知事 花角 英世

- 作業種類 公共測量（3級基準点測量）
- 作業期間 令和6年3月1日から令和6年6月18日まで
- 作業地域 新潟県長岡市寺泊鰯口 地内

◎新潟県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年7月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上町屋釜沢糸魚川線
- 2 供用開始の区間  
糸魚川市大字来海沢字広田1768番1から同市大字来海沢字立畑ケ1415番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年7月9日

## 公 告

### 保安林指定予定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する上越市役所に掲示する。

令和6年7月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 所在の不明な者の氏名  
三井 嘉蔵
- 2 通知の内容
  - (1) 農林水産大臣から、令和6年6月20日付け5林整治第2109号で保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、森林法第30条の規定により通知する。
  - (2) 保安林予定森林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和6年7月9日付け県告示第792号による。

### 保安林指定予定通知のあて先人不明について（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の属する阿賀町役場に掲示する。

令和6年7月9日

新潟県知事 花角 英世

- 1 所在の不明な者の氏名  
佐藤 佐代次
- 2 通知の内容
  - (1) 農林水産大臣から、令和6年6月24日付け5林整治第2005号で保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、森林法第30条の規定により通知する。
  - (2) 保安林予定森林の所在場所及び指定の目的、指定施業要件については、令和6年7月9日付け県告示第793号による。